

広島県告示第五百七十八号

平成十七年広島県告示千二百号（家畜伝染病予防法の規定による報告の徴収）を次のように改正し、平成十九年五月九日から適用する。

平成十九年五月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

三 報告書の提出の期限中「各農場の週（月曜日から日曜日まで）における二の状況を翌週の火曜日までに報告する。」を「各農場の月毎における各週の二の状況を翌月の十日までに報告する。」に改める。